

議案第58号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じ

ているとき。

- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

（伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

第7条に次の4項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第17条第2項に次の2号を加える。

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第1項中「施行の日」の次に「（以下「施行日」という。）」を加える。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。